

静岡県立大学「ふじのくに」みらい共育センター運営委員会細則

令和7年4月1日 細則第76号

(設置)

第1条 静岡県立大学「ふじのくに」みらい共育センター規則第9条第1項の規定に基づき、静岡県立大学「ふじのくに」みらい共育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、静岡県立大学「ふじのくに」みらい共育センター（以下「COCセンター」という。）の運営について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) COCセンターの運営に関すること。
- (2) その他COCセンターに関わる業務で必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 薬学部、食品栄養科学部、国際関係学部、経営情報学部及び看護学部から選出された教員
- (4) 教務委員長
- (5) 学生部長
- (6) 広報委員長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の委員から開催の要請があったとき、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議決を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、COCセンターの運営状況及び委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室が行う。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。